

I 本条例における許可制度の概要

◇ 本条例では、特定事業を行おうとする場合、許可を受ける必要がありますが、許可申請から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。

1 許可を受けるまでの流れ

土砂等の埋立て等：土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物）による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う行為（※①製品の製造又は加工のための原材料のたい積、②土壤汚染対策法で許可を受けた汚染土壌処理施設等における埋立て等は除く）

特定事業：土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000㎡以上である事業

一時たい積事業：他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業

土砂等の埋立て等を行おうとする者

特定事業（一時たい積事業も含む）にあたるか？

NO

YES

本条例の許可不要 ← ただし、8条、9条は適用となる。

事業区域に法令等の制約はないか？

NO

YES

【検討事項】

- ・文化財の有無
- ・地目等の制約の有無（青地、赤道、水路、農地、山林等）
- ・土地所有者の承諾（権利者関係の調整含む）
- ・法令等の制約の有無（○○指定区域、□□保護区域、都市計画法の用途地域等）
etc

関係機関との調整

許可制度の適用除外とされるものにあたるか？

NO

YES

【適用除外（10条ただし書き各号）】

- ①国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行うもの
- ②採石法、砂利採取法等の許認可等を受けた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行うもの
- ③採石法又は砂利採取法の認可を受けた採取計画に従って行うもの
- ④土壤汚染対策法の要措置区域、形質変更時要届出区域で行うもの
- ⑤非常災害のために必要な応急措置として行うもの
- ⑥通常の管理行為、軽易な行為等で規則で定めるもの

許可申請手続（11条）
※ 事業期間は3年以内

許可基準に適合するか？

NO

YES

【許可基準（13条）】

- ①欠格事項に該当しないこと。
（欠格事項：措置命令不服従、許可取消3年未経過、廃掃法欠格事項等）
- ②10条の2の同意を得ていること。
- ③事業3年以内に完了するものであること。
- ④事業の施工を管理できる事務所が設置されること。
- ⑤完了時のたい積の構造が規則の基準に適合するもの。
- ⑥場外排水汚染状態測定のために必要な措置が図られていること。
- ⑦災害発生防止のために必要な措置が図られていること。
（一時たい積事業にあつては上記①～④及び⑥の他、）
 - ・施工時における構造基準適合性
 - ・採取場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置（例外あり）

許 可

不 許 可

（譲受け）

譲受けの許可
※手続は上記に準じる

2 特定事業施工時の義務

【全ての許可事業者が行うもの】

- ①土砂等の搬入の届出（16条） ⇨ 採取場所ごと、かつ5,000㎡までごとに土砂等発生元証明書及び地質分析結果証明書等を添付
- ②土砂等管理台帳の作成及び土砂等の量の報告（17条） ⇨ 採取場所ごとに一日当たりの搬入・搬出量等を記載する。
6か月（一時的積事業は3か月）ごとに当該6か月（3か月）を経過した日から2週間以内（完了時等はその届出時）
- ③水質検査等の実施及び結果報告（18条1項・3項） ⇨ 6か月（一時的積事業は3か月）ごとに当該6か月（3か月）を経過した日から2週間以内
- ④関係書類の縦覧（19条）
- ⑤標識の掲示等（20条）
- ⑥搬入車両への表示（20条の2）

【必要に応じて行うもの】

- ①申請事項の変更許可申請・届出（15条） ⇨ 氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更については届出
- ②休止（2か月以上）の届出（22条）
- ③譲受けの許可（22条の2） ⇨ 譲受け許可を受けた者が許可事業者の地位を承継
- ④相続に基づく地位承継の届出（23条） ⇨ 許可事業者の地位の承継があった日から遅滞なく

3 特定事業の終了

